

## 文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめに対する学会からの意見

はじめに

平成 29 年 5 月 19 日に文部科学大臣は、文化財保護制度の在り方について文化審議会文化財分科会に諮問し、これを受けて企画調査会が設置され、文化財保護法の改正も視野に入れた検討が行われている。8 月末に中間まとめが取りまとめられ、文化庁のホームページ ([http://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/public\\_comment/bunkazai\\_ikenboshu.html](http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/public_comment/bunkazai_ikenboshu.html)) で、8 月 31 日から 9 月 29 日までの期間、パブリックコメントが実施された。文化財の保存修復に関わる大きな問題であり、ホームページで会員の意見を求め、その後、理事長・副理事長・理事数名で協議し、当学会から 9 月 27 日に意見を文化庁に提出した。ここではその概要を示す。

保存修復学会からの意見(概要)

○意見 (その 1)

中間まとめは、文化遺産・自然遺産の保存活用と、社会におけるその役割に関する国際的な背景を十分把握していない。ユネスコからは今回の答申に係る「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(2015 年 11 月 20 日付) が出されているが、中間報告はこの勧告について触れておらず、国際的な情勢を十分検討しているとは言えない。ユネスコの勧告は、文化財を所有し公開する総ての機関を対象としており、コレクションとして社寺等の所有する宝物も、この勧告の対象になると考えられる。ユネスコ加盟国として、ユネスコの勧告を当然検討すべきである。

○意見 (その 2)

中間まとめによると新たな制度では、市町村が指定・未指定を問わず域内の文化財の総合的な保存・活用に係わる基本的な計画を策定し、国の承認を得た上で、市町村が保存・活用のために必要な措置を行うとされている。その結果、これまで国が責任を持って行ってきた国指定文化財の現状変更などの管理、特に保存・修理事業を、都道府県を飛び越えて直ちに市町村へ権限委譲することになると考えられ、現状では危惧を覚えざるを得ない。

基本計画の策定には個々の文化財の種類・性質への配慮が必要で、かつ文化財部局に専門的な人材の配置や資質向上が不可欠であるが、人員の確保などをどのように行っていくのか、中間まとめでは道筋は示されておらず、実際には市町村まかせになっている。多くの市町村で定員が削減されつつある現在、市町村へ権限委譲を行うことによって、文化財の適切な管理が行われなくなる可能性がきわめて高くなるといわざるを得ない。

○意見 (その 3)

中間まとめでは、基本計画の策定に、文化財部局だけでなく地域振興の担当、商工会、観光関係団体等も参加することが考えられるとする一方で、文化財保護審議会に対しては意見聴取にとどめている。このため結果的に文化財部局の意見が小さくなって、基本計画

策定に観光マインドが強くなり、文化財保護が二の次になる恐れがある。また首長部局も文化財保護を担当するようにした時に、協議会へ首長の意志が強くなるので、首長の交代ごとに文化財保護の方針が揺れ動くことも予想される。各方面の関係機関に対しては意見聴取にとどめ、文化財保護担当者が疎外されないことがないように、基本計画策定時の枠組みを作ることを強く願う。

#### ○意見（その4）

文化財の管理をこれまでの所有者、管理団体から、民間の事業者までに拡大することは文化財の公益性と事業の継続性を考えれば好ましくない。営利を目的とした民間業者においては、成果の見えにくい保存修理より、活用による収益の増加に重点が置かれる可能性が高いことが予想される。先に挙げたユネスコの勧告では「ミュージアムの主要機能は、社会にとって何よりも重要なものであり、単なる財政的価値には換算しえないことを認識すべきである」と明言している。事業者の資格や技術の質を含む選定基準を明確に示さず、民間に事業を委託することは文化財の破壊につながると考えられる。

さらに民間業者に事業委託する際は、短い年限ごとに入札が行われて、年限を限って事業が実施されると予想される。博物館・美術館では既に指定管理者制度が導入され、民間業者への事業委託が行われた結果、将来の見通しが立てにくくなり、数年先の展覧会の計画や修理計画を立てることが難しくなっている。文化財の保存・修理は長期の展望を持って行う必要があり、短い期間での事業委託はなじまない。

#### ○意見（その5）

文化財を担当する者の力を問わずに、国宝・重要文化財の公開日数や移動回数を緩和することは、文化財の毀損や劣化の危険につながる。先に挙げたユネスコの勧告では「ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、又観光を通じた発展をも支援する」としながらも、「加盟各国は、ミュージアムが国内外のミュージアム団体によって定義され促進されている高度な基準を利用することを奨励する」として、活用のために基準を緩和するとは述べていない。石、土、一部金属製品等について、資料の状況を見ながら、取扱要項で定めている公開日数の上限を超えて展示することは現在でも行われている。基準を緩和する前に、資料の保存状況をよく見て運用で対応できるような、観察力と柔軟さを持った学芸員を、博物館・美術館に配置することの方が重要と考える。

#### ○意見（その6）

センター的機能の整備より既存の組織や機関を充実することが、優先されるべきである。中間まとめには「文化財所有者・管理団体、美術館・博物館などの関係機関からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠で」「専門職員が、一元的に相談できる機能」を持つ部門を整備するとしている。しかし国の組織が再編・簡素化されている現状を考えれば実現できないことが予想される。むしろ保存修理・保存科学の機能を持つ現在の組織や機関を、充実・拡充することが現実的で、優先されるべきである。